

ドメイン名と商標権侵害
～ドメイン名としての使用が他人の商標権侵害となる事例～
日本商標判例紹介（1）

2021年03月19日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

ドメイン名は、自社のウェブサイトへ誘導し得るように所定の文字列を含めてドメイン登録がなされるため、他人の商標権を侵害する可能性がある。

本稿では、ドメイン名の文字列が他人の商標権を侵害するとされた事件（モンシュシュ事件，平成22年（ワ）第4461号，平成23年6月30日判決）を紹介する。

2 事件の背景

原告は，昭和22年に設立された，菓子の製造販売等を業とする株式会社であり，以下の登録商標を保有している。

(別紙)

本件商標目録

MONCHOUCHOU
モンシュシュ

これに対して被告は，平成15年9月に，有限会社サンドゥルオンとして設立され，平成19年7月に，現商号に商号変更したことにより株式会社へ移行した洋菓子の製造販売等を業とする株式会社であり，以下の文字列をホームページアドレスを構成するドメイン名（mon-chouchou.com）の一部として使用していた。

mon-chouchou

3 争点

本件ではドメイン名の使用が商標の使用に該当するか否かについて争われた。原告が主張する商標権侵害に対し，被告は「…ホームページアドレスの表示であって商標として使用されているものではない…」と反論した。

4 裁判所の判断

裁判所は，被告のドメイン名の使用について，被告の使用状況を総合的に考慮して

以下のように判断した。

被告の「ドメイン名は、被告商品の保冷バッグや包装用紙袋に表記されているほか，…被告商品の包装箱風に着色されたトラックの車体広告に，…記載されており，被告商品ないし被告の営む洋菓子販売業に係る広告的機能を発揮している…」とされ、更に「社名を冠したドメイン名を使用して，ウェブサイト上で，商品の販売や役務の提供について，需要者たる閲覧者に対して広告等による情報を提供し，あるいは注文を受け付けている場合，当該ドメイン名は，当該ウェブサイトにおいて表示されている商品や役務の出所を識別する機能を有しており，商標として使用されているといえる。…ドメイン名は，単にホームページアドレスの一部として使用されているものではなく，出所識別標識としても使用されている…」とされた。即ち裁判所は，被告のドメイン名の使用が商標の使用に該当すると判断した。

5 弊所コメント

商標は，同一の出所から商品が販売されることを示す出所表示機能や，消費者に商品等が記憶されるという広告宣伝機能を奏することから商標法で保護されている。

本件では，ドメイン名の使用が，出所表示機能や広告的機能を発揮させるか否かについて検討され，他人の登録商標を使用しているという判断に至った。

商標権の侵害は，故意でなくとも，ドメイン名の使用が他人の登録商標を使用していると判断された場合，他人の商標権を侵害しているとして扱われる。

そのため，自らのドメイン名と類似する他人の登録商標の存在を調査することや，自らのドメイン名に基づく商標を商標登録することが大切である。

以上